

【損傷程度の例示】

木造・プレハブ【地震による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

ページの構成

建物の構造種別 災害の種類

対応する運用指針のページ

部位の名称

損傷の程度

事例写真

事例写真に対応する損傷の例示

木造・プレハブ【地震による被害】■等級による判定

第1次調査

屋根

⇒ pl-8 1-1 屋根

●程度Ⅰ



●程度Ⅱ



●程度Ⅲ



●程度Ⅳ



●程度Ⅴ



●損傷の判定

程度	損傷の判定	損傷程度
Ⅰ	地震による被害が認められ、被害は軽微である。	10%
Ⅱ	地震による被害が認められ、被害は軽微である。一部のスレートが破損しているが、その被害は軽微である。	20%
Ⅲ	地震による被害が認められ、被害は軽微である。一部のスレートが破損しているが、その被害は軽微である。	30%
Ⅳ	地震による被害が認められ、被害は軽微である。一部のスレートが破損しているが、その被害は軽微である。	40%
Ⅴ	地震による被害が認められ、被害は軽微である。一部のスレートが破損しているが、その被害は軽微である。	50%

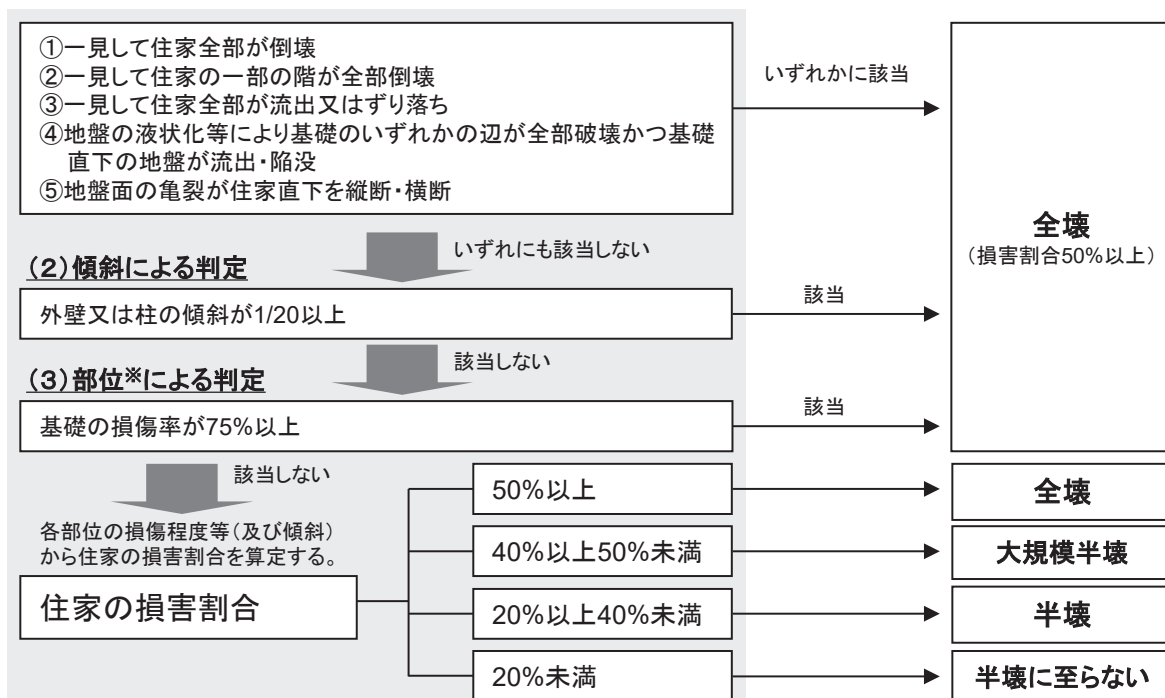
災害に係る住家の被害認定基準運用指針：参考資料（損傷程度の例示）

木造・プレハブ【地震による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

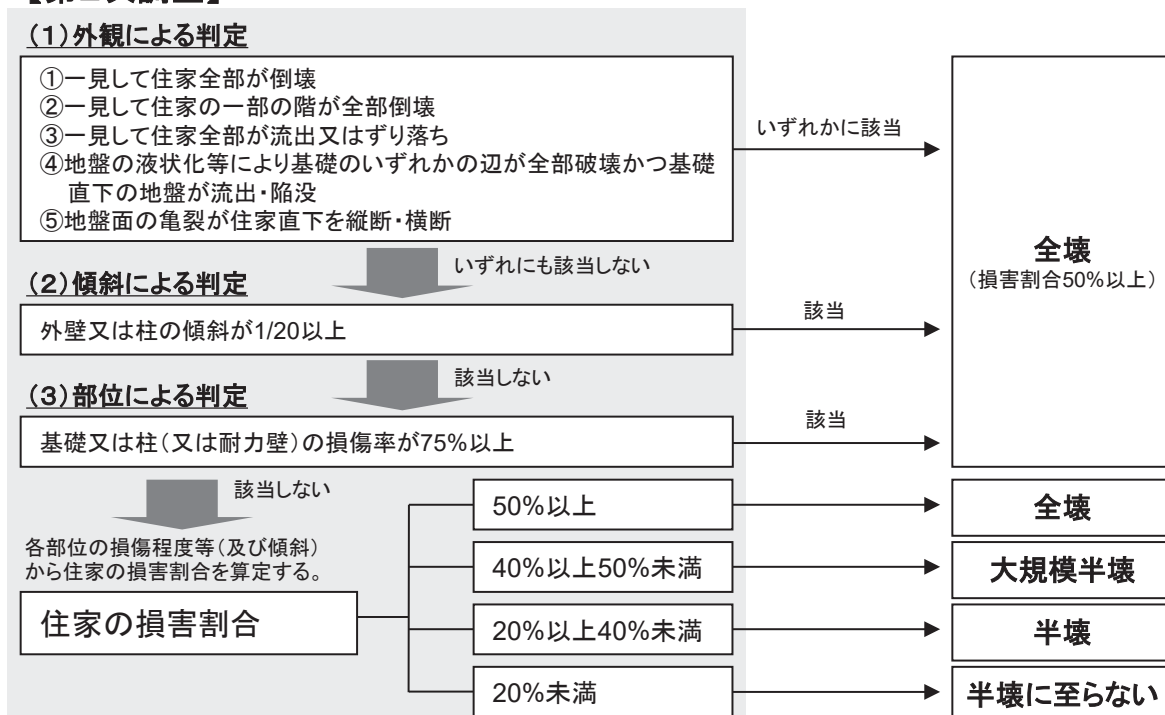
<被害認定フロー>

【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

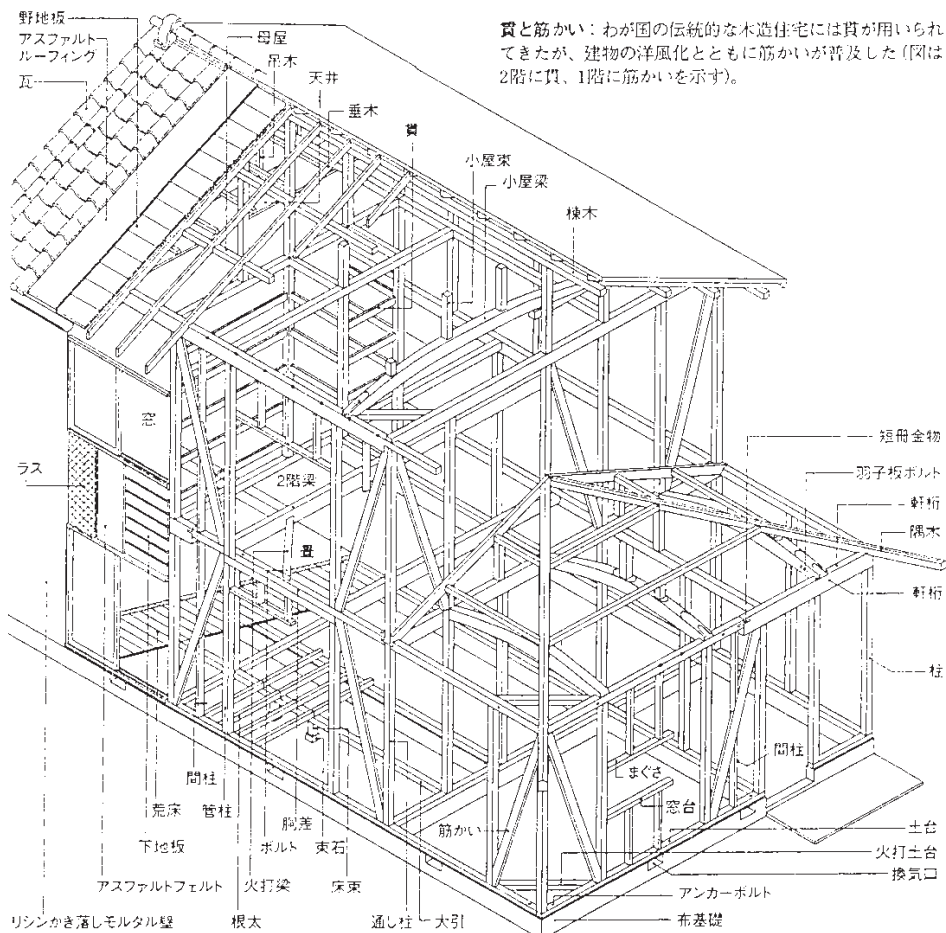
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

【参考：在来工法と桢組壁工法】

■在来工法

柱と、梁、桁、胴差等の横架材によって構成される軸組を主体とする工法。近年は、壁に筋かいが入ることが多い。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「柱」を調査対象とする。

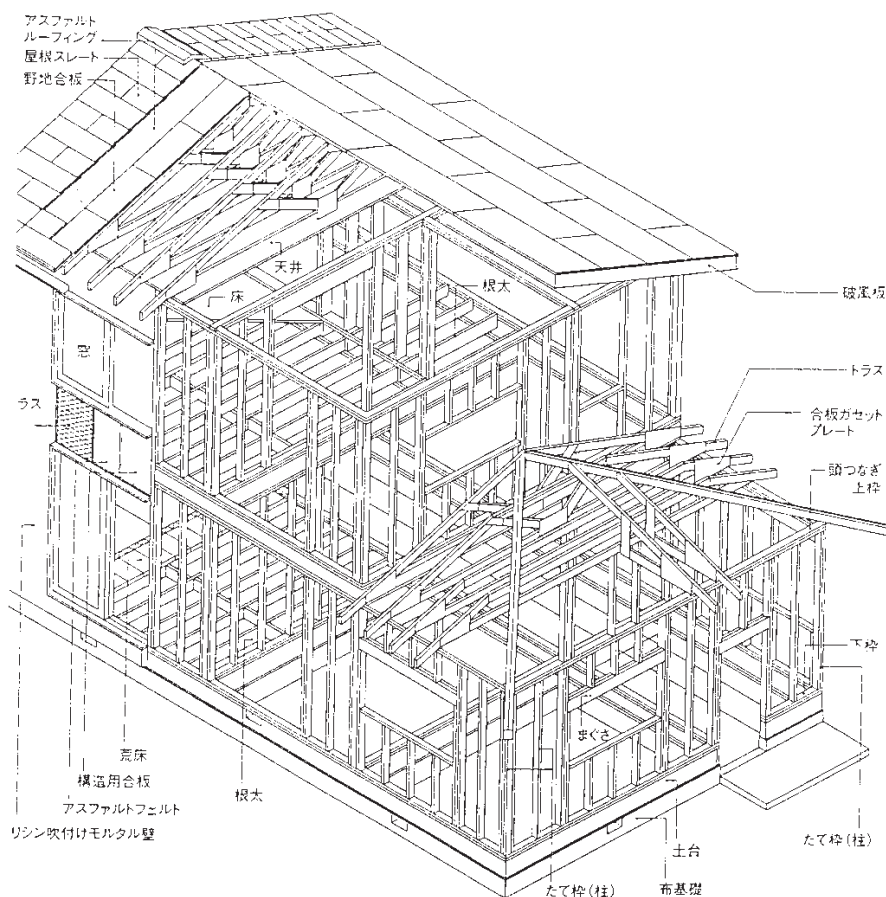


図版出典：「図解事典 建築のしくみ」彰国社

■桢組壁工法

桢材に合板を釘打ちしたパネルで、壁や床を構成する工法。この工法の代表例として、2×4インチの断面の木材を用いるツーバイフォーがある。

部位の「柱(又は耐力壁)」では、「耐力壁」を調査対象とする。



図版出典：「図解事典 建築のしくみ」彰国社

第1次調査

● 外観による判定

⇒ p1-5 1 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊している



0901



0902

● 一見して住家の一部の階が全部倒壊している



0903



0904

● 地盤の液状化等により、
基礎のいずれかの辺が全部破壊している

基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に、地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している。



0905

- 地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)している



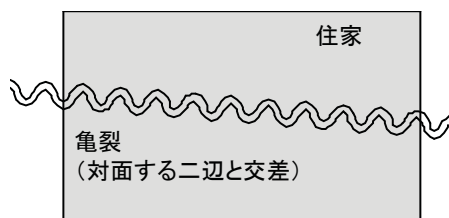
12001



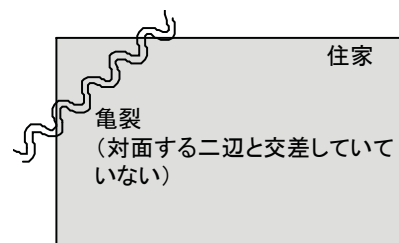
12002

住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。

【外観による判定のみで「全壊」と判定】



【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



第1次調査

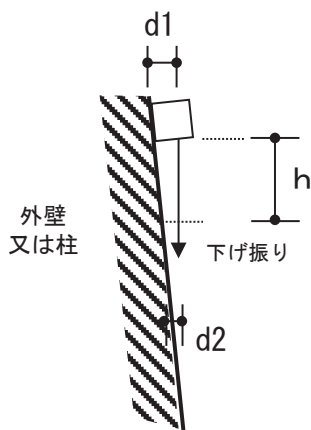
● 傾斜による判定

⇒ p1-6 1 (2) 傾斜による判定

● 測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



傾斜は、下げ振りの垂直長さ(h)に対して、水平寸法(d=d1-d2)の占める割合を計算して測定する。



測定の様子

1001

● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

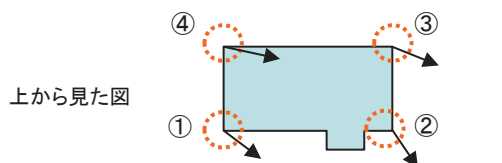
建物の主要な四隅※を計測する。

※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。

測定箇所



1002



測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	18	23	28	19	22

● 傾斜による判定

傾 斜		判定
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	全壊(住家の損害割合50%以上)
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	部位による判定を実施(傾斜による損害割合15%)
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、部位による判定を実施

● 部位による判定

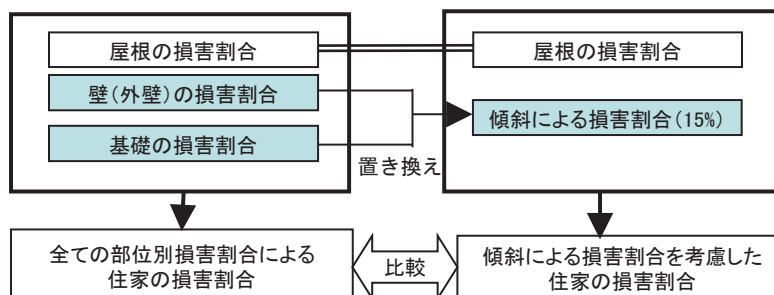
⇒ p1-7 (3) 部位による判定

外観目視調査により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

- 1) 基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。
- 2) (2以上の階を有する住家の場合) P0-2「6. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。
- 3) (傾斜による損害割合を考慮する場合) 次の①又は②のいずれか大きな数値を住家の損害割合とする。
 - ①「外壁」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換えた、各部位別損害割合の合計
 - ②全ての部位別損害割合の合計

● 傾斜による損害割合を考慮する場合

<第1次調査の例>





第1次調査

基礎

⇒ p1-13 1-3 基礎

●ひび割れ 幅約0.3mm以上の亀裂をさす。



1101



1102

●剥落 基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。



1103



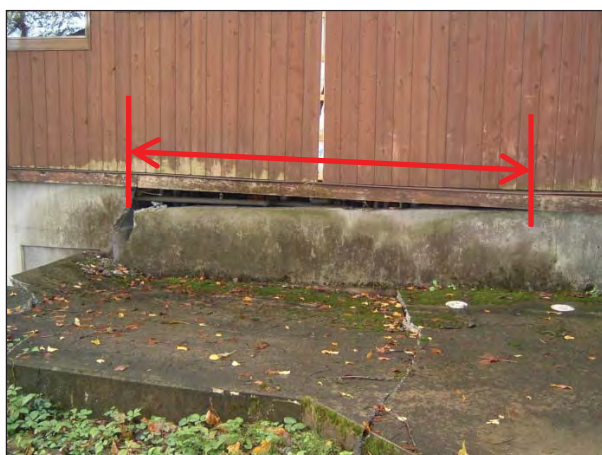
1104

●破断 布基礎の割れをさす。



1105

●不陸 不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1106

● 局部破壊

破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。破壊された一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。



1201



1202

● 移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1203



1204

● 流失・転倒

地盤の流出、陥没、液状化

基礎が流失、又は転倒した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1205



1206

第1次調査

壁(外壁)

⇒ p1-10 1-2 壁(外壁)

●程度Ⅰ



1301

開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。



1302

目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



1303

仕上の剥離が生じている。



1304

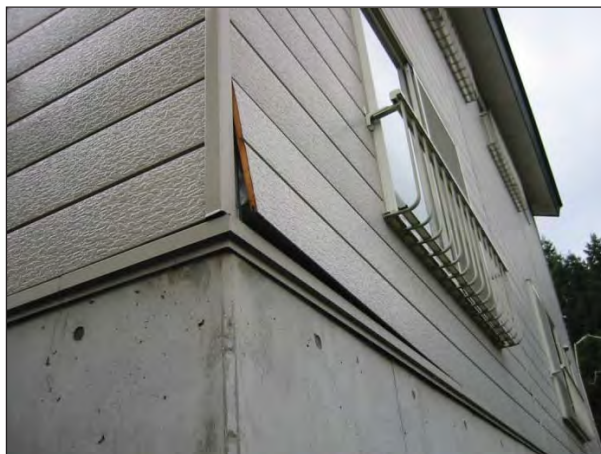
仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



1305

仕上材が脱落している。



1306

目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。

●程度Ⅳ



1401

仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。



1402

釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

●程度Ⅴ



1403

仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。



110019

仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。

●損傷の判定 <表 壁(外壁)(構成比75%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【モルタル塗り仕上等】	【ボード】	
I	・開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。	・目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・仕上の剥離が生じている。	・仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・仕上材が脱落している。	・目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%
IV	・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。	・釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	75%
V	・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。		100%

第1次調査

屋根

⇒ p1-8 1-1 屋根

●程度Ⅰ



1501
棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。



1502
棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。

●程度Ⅱ



1503
棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。



1504
棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。

●程度Ⅲ



1505
棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。



1506
棟瓦以外の瓦もずれが著しい。

●程度Ⅳ



1601

瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。



1602

屋根に若干の不陸が見られる。

●程度Ⅴ



1603

屋根に著しい不陸が見られる。



1604

小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。

●損傷の判定 <表 屋根(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。 (棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)	10%
Ⅱ	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
V	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

第2次調査

● 外観による判定

⇒ p1-17 2 (1) 外観による判定

● 一見して住家全部が倒壊している



0901



0902

● 一見して住家の一部の階が全部倒壊している



0903



0904

● 地盤の液状化等により、
基礎のいずれかの辺が全部破壊している

基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に、地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している。



0905

- 地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)している



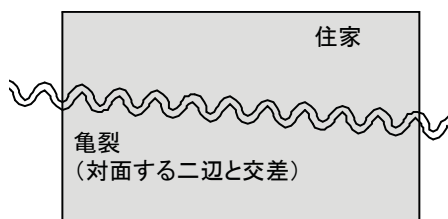
12001



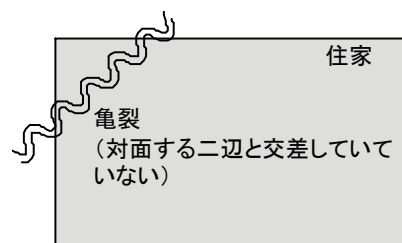
12002

住家の直下を縦断・横断(対面する二辺と交差)とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。

【外観による判定のみで「全壊」と判定】



【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



第2次調査

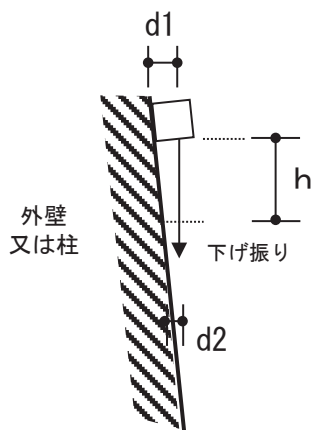
● 傾斜による判定

⇒ p1-18 2 (2) 傾斜による判定

● 測定方法

外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。
傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$



傾斜は、下げ振りの垂直長さ(h)に対して、水平寸法(d=d1-d2)の占める割合を計算して測定する。



測定の様子

1001

● 測定と判定の例

<H=1,200mmの場合の水平距離の測定値の例>

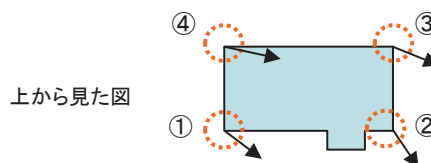
建物の主要な四隅※を計測する。

※突出した玄関や出窓などは測定箇所としない。

測定箇所



1002



上から見た図

測定箇所	①	②	③	④	平均
水平距離	18	23	28	19	22

● 傾斜による判定

傾 斜		判定
傾斜(d/h)	h=1,200mmの場合	
$(d/h) \geq 1/20$	$d \geq 60\text{mm}$	全壊(住家の損害割合50%以上)
$1/60 \leq (d/h) < 1/20$	$20\text{mm} \leq d < 60\text{mm}$	部位による判定を実施(傾斜による損害割合15%)
$(d/h) < 1/60$	$d < 20\text{mm}$	傾斜による判定は行わず、部位による判定を実施

● 部位による判定

⇒ p1-19 (3) 部位による判定

外観目視調査(及び内部立入調査)により、各部位の損傷率を把握し、住家の損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

1) 柱(又は耐力壁)又は基礎のうち、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

2) (2以上の階を有する住家の場合)P0-2「6.2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定」により、各部位の損害割合及び住家の損害割合を算定する。

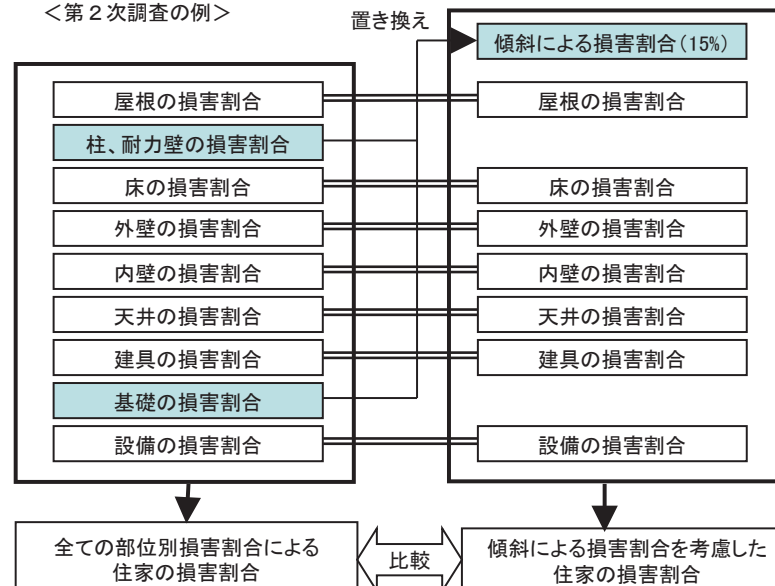
3) (傾斜による損害割合を考慮する場合)次の①又は②のいずれか大きな数値を住家の損害割合とする。

①「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換えた、各部位別損害割合の合計

②全ての部位別損害割合の合計

● 傾斜による損害割合を考慮する場合

<第2次調査の例>





第2次調査

基礎

⇒ p1-13 1-3 基礎
⇒ p1-39 2-8 基礎

●ひび割れ 幅約0.3mm以上の亀裂をさす。



1101



1102

●剥落 基礎の仕上モルタル剥離及び基礎躯体自身の欠損脱落をさす。



1103



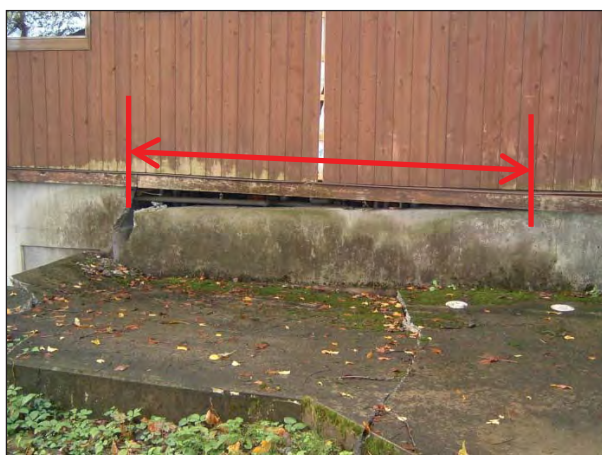
1104

●破断 布基礎の割れをさす。



1105

●不陸 不同沈下等により布基礎の沈下又は傾斜が生じた場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1106

● 局部破壊

破断面の損傷がさらに大きくなり複雑に破壊(分割)されたことをさす。破壊された一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長とする。



1201



1202

● 移動

上部構造が基礎から移動した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1203



1204

● 流失・転倒

地盤の流出、陥没、液状化

基礎が流失、又は転倒した場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。

地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、その部分の全基礎長さを損傷基礎長とする。



1205



1206

第2次調査

外 壁

⇒ p1-33 2-4 外壁

●程度Ⅰ



1301

開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。



1302

目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



1303

仕上の剥離が生じている。



1304

仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



1305

仕上材が脱落している。



1306

目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。

●程度Ⅳ



1401

仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。



1402

釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。

●程度Ⅴ



1403

仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。



110019

仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。

●損傷の判定 <表 外壁(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【モルタル塗り仕上等】	【ボード】	
I	・開口隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。	・目地部にわずかなずれが生じている。	10%
II	・仕上の剥離が生じている。	・仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・仕上材が脱落している。	・目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%
IV	・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。	・釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	75%
V	・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。		100%

第2次調査

内 壁

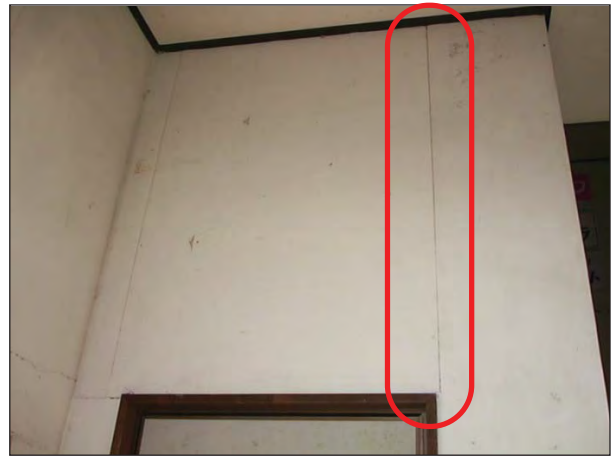
⇒ p1-35 2-5 内壁

●程度Ⅰ



2301

塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。



2302

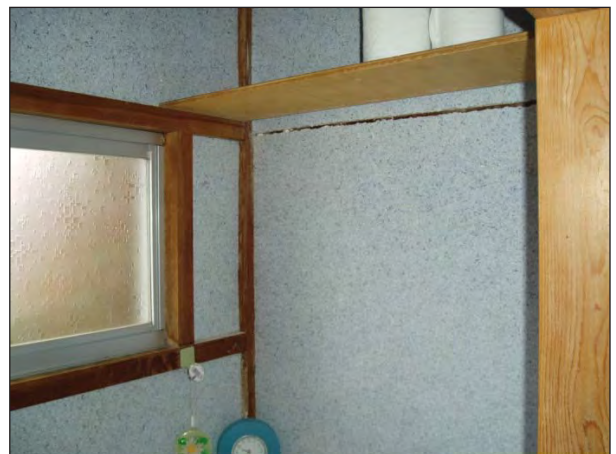
ボードの目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



2303

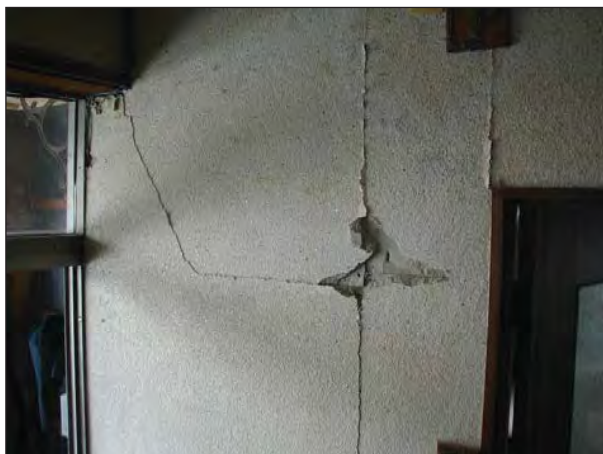
内壁周辺部に隙間が生じている。



2304

ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



2305

クロスが破れている。



2306

タイルが剥離を生じている。

●程度Ⅳ



2401

内壁合板に剥離、脱落が見られる。



2402

タイルが剥落している。

●程度Ⅴ



2403

仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。



2404

仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。

●損傷の判定 <表 内壁(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板にわずかなずれが生じている。	10%
II	・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。	25%
III	・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。	50%
IV	・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。	75%
V	・仕上材が脱落しており、下地材の損傷が生じている。	100%

第2次調査

床(階段を含む)

⇒ p1-31 2-3 床(階段を含む)

●程度Ⅰ



2701

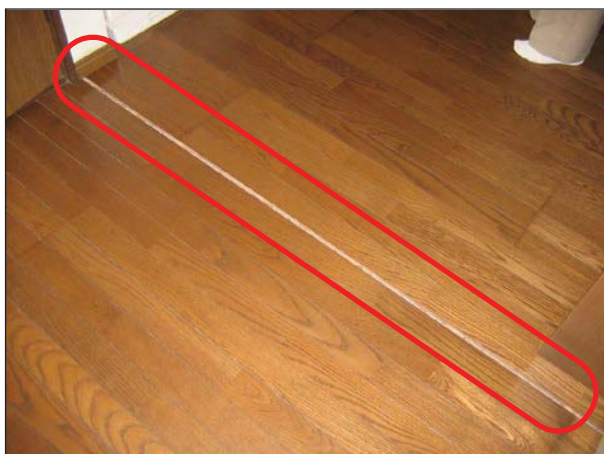
床と壁との間にわずかなずれが生じている。



2702

(床と敷居との間にわずかなずれが生じている。)

●程度Ⅱ



2703

床板の継目に隙間が生じている。



110013

束が束石よりわずかにずれている。

●程度Ⅲ



110014

床板にずれ、若干の不陸が見られる。



2706

土台が基礎からわずかにずれている。

●程度Ⅳ



2801

床板に著しい不陸、折損が見られる。



2802

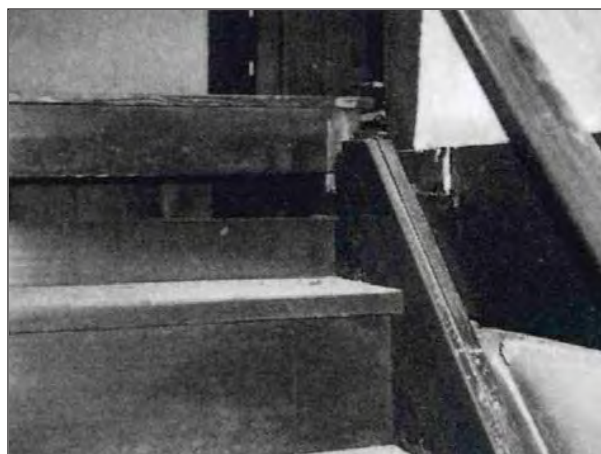
土台が基礎から著しくずれている。

●程度Ⅴ



2803

全ての床板に著しい不陸が見られる。



2804

階段がはずれている。

●損傷の判定 <表 床(階段を含む。)(構成比10%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・床と壁との間にわずかなずれが生じている。 ・床仕上・畳に損傷が見られる。	10%
II	・床板の継目に隙間が生じている。 ・束が束石よりわずかにずれている。 ・床仕上・畳に著しい損傷が見られる。	25%
III	・床板にずれ、若干の不陸が見られる。 ・束が束石から数cmずれている。 ・土台が柱からわずかにずれている。 ・土台が基礎からわずかにずれている。 ・床仕上・畳の大部分に著しい損傷が生じている。	50%
IV	・床板に著しい不陸、折損が見られる。 ・束が束石から脱落している。 ・土台が柱から著しくずれている。 ・土台が基礎から著しくずれている。 ・階段がずれている。	75%
V	・全ての床板に著しい不陸が見られる。 ・全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。 ・大引、根太の大部分が落下している。 ・階段がはずれている。	100%

第2次調査

柱(又は耐力壁)・・・ア. 柱の損傷

⇒ p1-27 2-2 ア. 柱の損傷

●程度Ⅰ



1701

柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。



1702

柱脚コンクリートのひび割れが見られる。

●程度Ⅱ



1703

柱、梁が若干たわんでいる。



1704

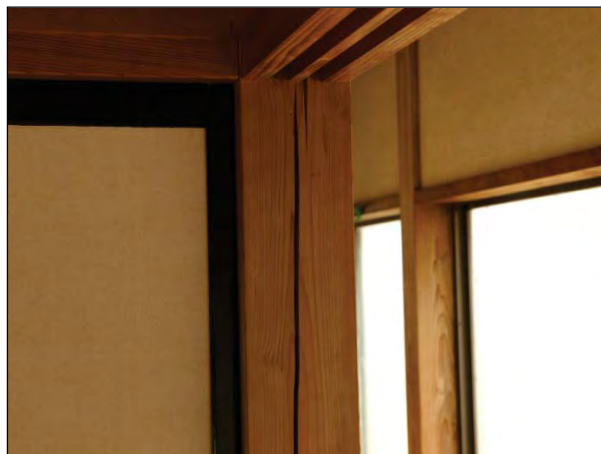
アンカーボルトの伸びが見られる。

●程度Ⅲ



110015

柱と梁の仕口にずれが生じている。



1706

柱、梁に割れが見られる。

●程度Ⅳ



1801

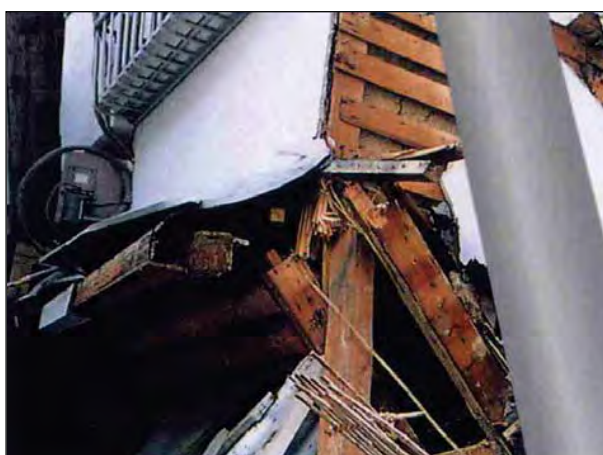
柱、梁に大きな割れが見られる。



1802

柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。

●程度Ⅴ



1803

柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。



110016

柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。

●損傷の判定 <表 柱(構成比15%)>

程 度	損 傷 の 例 示		損傷程度
	【在来工法】	【鉄骨系プレハブ】	
I	・柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。	・柱脚コンクリートのひび割れが見られる。	10%
II	・一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる。 ・柱、梁が若干たわんでいる。	・アンカーボルトの伸びが見られる。 ・高力ボルトのすべりが見られる。	25%
III	・柱と梁の仕口にずれが生じている。 ・柱、梁に割れが見られる。	・局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 ・梁接合部の変形が見られる。	50%
IV	・柱、梁に大きな割れが見られる。 ・柱、梁に断面欠損が見られる。 ・柱、梁に折損が見られる。 ・柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。	・局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 ・梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	75%
V	・柱、梁の割れ、断面欠損が著しい。 ・柱、梁に著しい折損が生じており、交換が必要である。	・局部座屈による大きな変形が柱に生じている。 ・梁接合部に破断が見られる。	100%

第2次調査

柱(又は耐力壁)・・・イ. 耐力壁の損傷

⇒ p1-28 2-2 イ. 耐力壁の損傷

●程度Ⅰ



1901

塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。



1902

ボードの目地部にわずかなずれが生じている。

●程度Ⅱ



1903

塗り壁の各所で仕上の脱落が生じている。



1904

ボード仕上の壁では一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。

●程度Ⅲ



1905

塗り壁では仕上の大半が剥離又は脱落している。



1906

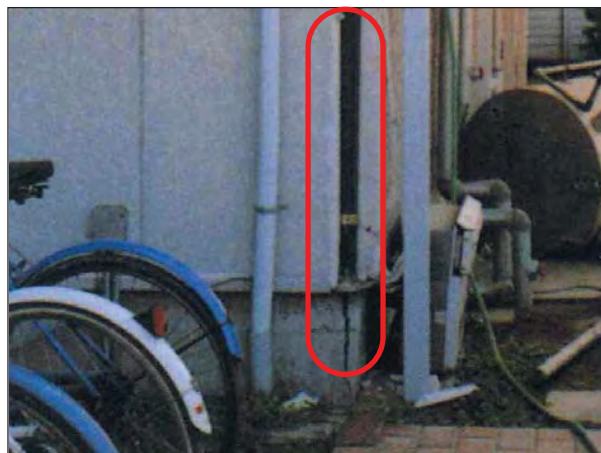
ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。

●程度Ⅳ



2001

塗り壁では壁面の大部分で仕上材が脱落している。



2002

結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。

●程度Ⅴ



2003

パネルに大きなひび割れ、変形が生じている。
パネルが壁面から脱落している。



2004

(間柱に折損が生じており、木摺に破損が生じている。)

●損傷の判定 <表 耐力壁(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示			損傷程度
	【仕上面】	【パネル工法】	【枠組壁工法】	
I	・塗り壁の開口部隅角部廻りにわずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部にわずかなずれが生じている。	・パネルと結合材の接着部にわずかなずれが生じている。	・枠組壁工法の合板にわずかな浮き上がりが見られる。	10%
II	・塗り壁の各所で仕上の脱落が生じている。 ・ボード仕上の壁では一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。	・パネルと結合材の接着部にずれが生じている。	・枠材から合板が浮き上がり、一部の釘がめり込んでいる。	25%
III	・塗り壁では仕上の大半が剥離又は脱落している。 ・ボード仕上の壁ではボード間に著しいずれが生じている。	・パネル隅角部にひび割れが生じている。	・合板のはがれ、ずれが著しい。	50%
IV	・塗り壁では壁面の大部分で仕上材が脱落している。 ・ボード仕上の壁では大部分で釘の浮き上がりが見られ、中には脱落したものも見られる。	・パネルにひび割れが生じている。 ・結合材が変形しており、パネルと結合材に大きなずれが生じている。	・枠材にひび割れが生じており、合板の湾曲、脱落が生じている。	75%
V		・パネルに大きなひび割れ、変形が生じている。 ・パネルが壁面から脱落している。	・枠材に折損が生じており、合板の脱落、破損が生じている。	100%

第2次調査

屋根

⇒ p1-22 2-1 屋根

●程度Ⅰ



1501
棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。



1502
棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。

●程度Ⅱ



1503
棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。



1504
棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。

●程度Ⅲ



1505
棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。



1506
棟瓦以外の瓦もずれが著しい。

●程度Ⅳ



1601

瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。



1602

屋根に若干の不陸が見られる。

●程度Ⅴ



1603

屋根に著しい不陸が見られる。



1604

小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。

●損傷の判定 <表 屋根(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。 (棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)	10%
Ⅱ	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート(金属製を除く。)にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート(金属製を除く。)のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
V	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

第2次調査

天井

⇒ p1-37 2-6 天井

●程度Ⅰ



2101

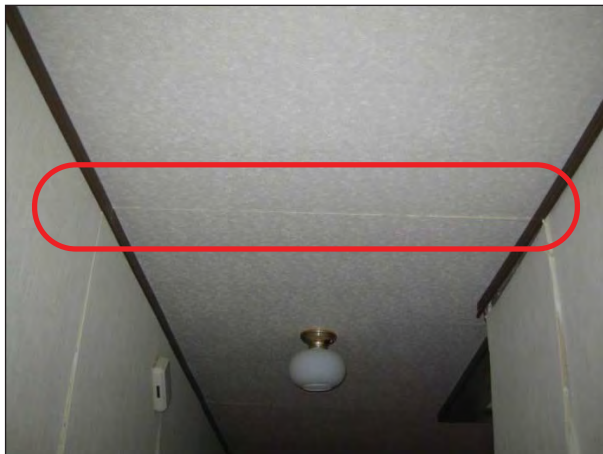
・天井板にわずかな隙間が生じている。



2102

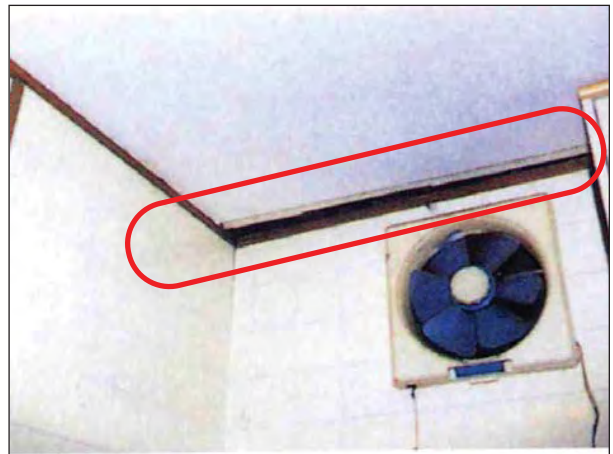
・天井板にわずかな隙間が生じている。

●程度Ⅱ



2103

天井板に隙間が生じている。



2104

天井板に隙間が生じている。

●程度Ⅲ



2105

天井板の浮きが生じている。



2106

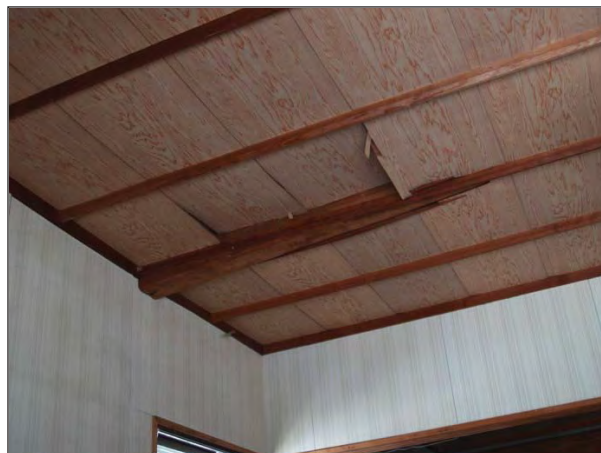
天井板の浮きが生じている。

●程度Ⅳ



2201

天井面に不陸が見られる。
天井面に歪みが見られる。



2202

天井面に歪みが見られる。

●程度Ⅴ



2203

天井面に著しい不陸が見られる。



2204

天井板が脱落している。

●損傷の判定 <表 天井(構成比5%)>

程度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	・天井板にわずかな隙間が生じている。	10%
II	・天井板に隙間が生じている。 ・天井面に若干の不陸が見られる。 (天井面で見える場合は見切りは不要。調査する部屋の天井1面を損傷程度25%の損傷として算定する。)	25%
III	・天井面にわずかな不陸が見られる。 ・天井板の浮きが生じている。 ・塗天井に亀裂が生じている。	50%
IV	・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井板のずれ、一部脱落が見られる。 ・塗天井に剥離が見られる。	75%
V	・天井面に著しい不陸が見られる。 ・天井板が脱落している。	100%

第2次調査

建 具

⇒ p1-38 2-7 建具

●程度Ⅰ



2501

【襖、障子】

家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。



2502

【アルミサッシ】

可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。

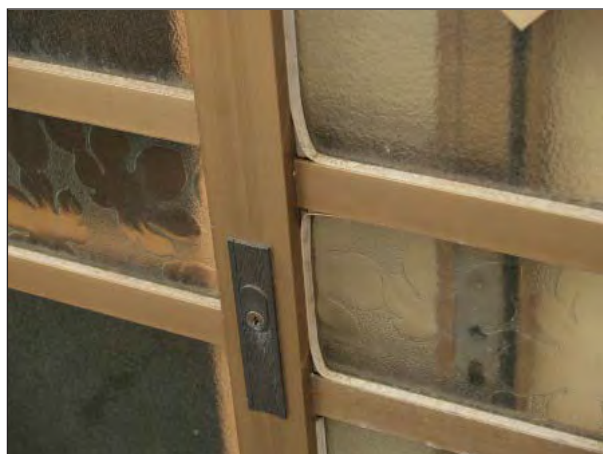
●程度Ⅱ



2503

【木製サッシ】

壁面との間に隙間が生じている。

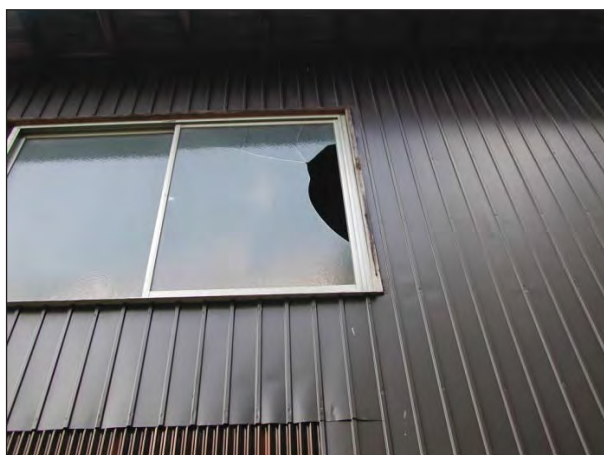


2504

【アルミサッシ】

鍵の破損や、ビード(ガラスを固定するゴムパッキン)のはずれが見られる。

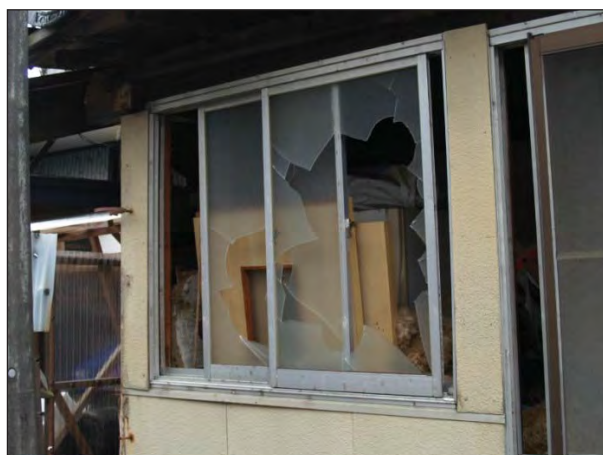
●程度Ⅲ



2505

【アルミサッシ】

ガラスが破損している。

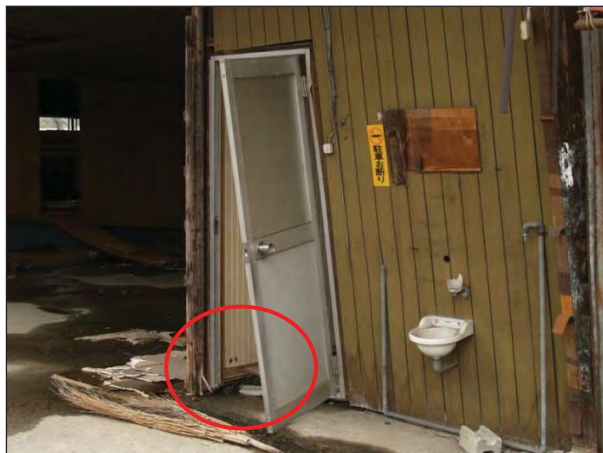


2506

【アルミサッシ】

ガラスが破損している。

●程度Ⅳ



2601

【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。



110017

【アルミサッシ】
可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。

●程度Ⅴ



2603

【襖、障子】
かまち(戸・窓・障子など建具の周囲の枠)の損傷が著しく、交換が必要である。



2604

【アルミサッシ】
枠ごと外れて破壊されている。

●損傷の判定 <表 建具(構成比15%)>

程度	損 傷 の 例 示				損傷程度
	【襖、障子】	【木製サッシ】	【アルミサッシ】	【ドア】	
I	・家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。	・可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。	・可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難となっている。	・変形はしていないものの、表面の傷が著しい。	10%
II		・壁面との間に隙間が生じている。	・鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。	・蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	・可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。	・破損し、開閉が不能になっている。	・ガラスが破損している。		50%
IV	・可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。	・可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。		75%
V	・かまちの損傷が著しく、交換が必要である。	【木製サッシ、木製建具】 ・破壊されている。	・枠ごとはずれて破壊されている。	【アルミドア、木製ドア】 ・破壊されている。	100%

第2次調査

設備

⇒ p1-41 2-9 設備

個別の設備の損壊に応じて、100%の範囲内で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。)
- ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。)
- ・水廻りの衛生設備(浴室及び台所の設備を除く。)、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する(全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。)

なお、上記の他、調査対象と認められる設備があれば、100%の範囲内で適宜損傷率を算定しても差し支えない。

●浴室の設備の損傷例



(浴槽：破損している。)

2901



(浴槽：転倒し、配管が切れている。)

2902

●台所の設備の損傷例



(台所の流し台：転倒し、配管が切れている。)

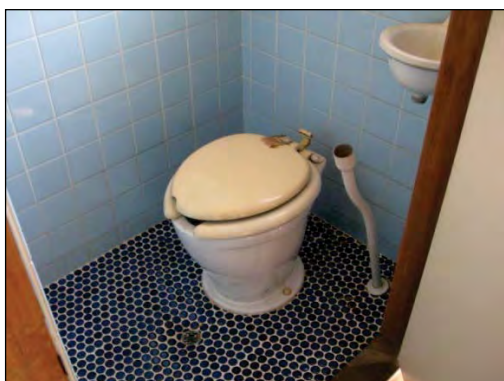
2903



(台所の流し台：配管が破損し水やガスが使えない。)

2904

●水廻りの衛生設備(浴室、台所を除く)、ベランダ等の損傷例



(便器・洗面：配管が外れている。)

2905



(ベランダ：外力等により変形している。)

2906